

## 第86回 岡山市第一農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 平成30年5月18日(金)午後2時00分
- 2 開会の日時 平成30年5月18日(金)午後1時55分
- 3 閉会の日時 平成30年5月18日(金)午後3時00分
- 4 会議の場所 岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市役所7階大会議室
- 5 委員の番号及び氏名並びに出席、欠席の別

定数17名 出席16名 欠席 1名

議席番号	委員名	出欠の別	議席番号	委員名	出欠の別
1	秋山 幸江	出席	会長	黒田 栄三郎	出席
2	荒井 隆文	出席	11	河本 和彦	出席
3	池上 克己	出席	12	小橋 久宣	出席
4	浦上 和己	出席	13	小林 弘幸	出席
5	遠藤 茂	欠席	職務代理	柴田 一郎	出席
6	賀門 義和	出席	15	中山 順市	出席
7	河田 敬司	出席	16	信定 知福	出席
8	國定 豪	出席	17	安田 久子	出席
9	久山 優	出席			

### 6 農業委員以外の出席者

事務局 担当局長 森本 章男 参事監 真田 明彦 農地担当課長 佐藤 孝司 農地担当係長 奥山 英明 副主査 日野 一俊	参事監 箕浦 勝宏 総務・農政担当課長 倭 信幸 担当課長補佐 竹田 了久 副主査 柴田 美佳
--	--

### 7 傍聴者 0名

### 8 議 題

#### 第1号議案 農地法関係申請等について

- 申請等 (1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について  
 (2) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について  
 (3) 岡山市農用地利用集積計画の決定について(利用権の設定)  
 (4) 岡山市農用地利用集積計画の決定について(利用権の設定・期間借地)  
 (5) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について
- 報 告 (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届について  
 (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届について  
 (3) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知等について  
 (4) 農地法施行規則第29条第1号該当転用届について

(5) 農地改良届について

第2号議案 農政関係等について

(1) 平成30年度事業について

(2) その他

9 議事録署名委員の番号及び氏名

1番：秋山 幸江            13番：小林 弘幸

10 議事の内容

**議長**      みなさんご苦労様です。ただいまから岡山市第一農業委員会第86回総会を開会します。(あいさつ)

**議長**      議事録署名委員を指名します。1番 秋山 幸江委員、13番 小林 弘幸委員にお願いします。

議案の審議の前に、事務局、訂正等あればお願いします。

奥山係長      (議案訂正等の説明)

4月の諮問案件について報告します。南区西高崎の5条転用許可申請と北区今岡の18条1項許可申請について、4月27日に岡山県農業会議に諮問し、いずれも許可相当との答申がありましたので、許可指令書を交付しています。

**議長**      それでは審議に入ります。第1号議案、農地関係申請等について、を上程します。申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請について、の審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長      1ページ1番、受人は檜津に居住し、約72アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により檜津の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

2番、受人は芳賀に居住し、同居する子の耕作する農地と併せて約90アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により芳賀の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

**議 長** 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

河本委員 中・中央地区協議会で、1番と2番の2件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

**議 長** 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

**議 長** 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 3番、受人は足守に居住し、約3.8ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により足守の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

4番、受人は吉備津に居住し、世帯で約32アールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により新庄下の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

池上委員退室

5番、受人は立田に居住し、世帯で約1.5ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により高松原古才の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

6番、受人は撫川に居住し、世帯で約1.3ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により中撫川の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

7番、受人は玉野市迫間に居住し、世帯で約3.4ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により大井の田を所有権移転しようとするもので

す。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

8番、受人は倉敷市西中新田に居住し、世帯で約59アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により川入の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

9番、受人は惣爪に居住し、世帯で約12アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により惣爪の田と畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

10番、受人は下足守に居住し、世帯で約55アールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により下足守の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

11番、受人は大井に居住し、世帯で約14.7ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により大井の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

**議 長** 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

小橋委員 北・吉備地区協議会で、3番から11番までの9件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

**議 長** 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

**議 長** 次に御津建部地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 2 ページ 1 2 番、受人は御津野々口に居住し、約 5 5 アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により御津野々口の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積 3 0 アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

1 3 番、受人は建部町下神目に居住し、約 1 ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により建部町下神目の田と畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積 3 0 アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

1 4 番、受人は建部町市場に居住し、約 1 . 3 ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により建部町市場の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積 3 0 アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

**議 長 御津建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。**

浦上委員 御津・建部地区協議会で、1 2 番から 1 4 番までの 3 件について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様に許可意見です。

**議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。**

全 員 異議なし。

**議 長 次に南区の説明を事務局からお願いします。**

柴田副主査 2 ページ 1 5 番、受人は箕島に居住し、世帯で約 3 5 アールの農地を耕作する農業者で、増反により箕島の田を所有権移転しようとするもので、箕島の田の利用権設定との同時申請となっています。

取得および利用権設定後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、利用権設定分をあわせて許可になると下限面積 5 0 アールを超えることから、許可要件をすべて満たしている

と考えます。

16番、受人は郡に居住し、世帯で約32アールの農地を耕作する農業者で、増反により郡の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

17番、受人は箕島に居住し、世帯で約3.5ヘクタールの農地を耕作する農業者で、増反により箕島の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

次に、3ページ18番、受人は大福に居住し、世帯で約3.8ヘクタールの農地を耕作する農業者で、受贈により藤田の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

19番、受人は川張に居住し、世帯で約1.8ヘクタールの農地を耕作する農業者で、受贈により川張の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

20番、受人は、南区西高崎に本店を置き約1.6ヘクタールの農地を耕作する農地所有適格法人で、増反により片岡の畑を所有権移転しようとするものです。

適格法人の要件を満たすこと、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

**議 長**      **南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。**

小林委員      南区協議会で、15番から20番までの6件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意

見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等（１）については、中・中央地区１番から南区  
２０番までの２０件全件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。

池上委員入室

議長 次に申請等（２）農地法第５条の規定に基づく許可申請について  
の審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 ４ページ１番、平成３０年５月１４日農振除外済みの案件で、転用目的は、  
自己住宅です。申請人は、首部の借家に家族５人で生活していますが、子ども  
の成長や家財道具の増加により手狭になっていることから、実家に近い申請  
地を取得して自己住宅を建築するものです。

農地区分は、インター入口から３００ｍ以内の３種農地と判断され、転用  
目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上  
も問題ないと考えます。

２番、転用目的は、認知症対応型共同生活介護事業施設です。申請人は、  
檜津地区を拠点として医療機関を中心とした介護事業を展開している事業者  
であり、香和地区において、グループホームは１施設しかいないため、岡山市  
が実施する岡山市地域密着型サービス事業者の公募に応募した結果、選定さ  
れたもので、現在の待機者を解消すべく、施設を建築するものです。

農地区分は、地域センターから３００ｍ以内の３種農地と判断され、転用  
目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上  
も問題ないと考えます。

３番、転用目的は、自己住宅です。申請人は、洲崎の借家にて家族３人で  
生活していますが、子どもの成長により手狭となったこと、勤務地が現居所  
より近くなり通勤もしやすくなることから、自己住宅を建設するものです。

農地区分は、農地の広がり１０ヘクタール未満の２種農地と判断され、  
転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基  
準上も問題ないと考えます。

４番、転用目的は、露天駐車場です。申請人は、申請地の北側に居住して

いますが、駐車場が手狭なため、家族の車1台分は置き場がなく通路に置いているため、新たに露天駐車場にしようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

5番、転用目的は、永久転用目的の一時転用で露天駐車場です。転用期間は、許可日から三年間です。申請人は、申請地隣地にて乳業メーカーを営んでいますが、近年、生産量・売上額が増加し、原料の生乳を搬入するトラックの往来が増えたため、トラックの駐車場の確保が困難になりました。そのため、周辺道路で待機する事態が多発しており、それを改善するために、隣接の申請地を転用しようとするものです。

農地区分は、農用地ですが、一時転用で農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れがない例外にあたり、許可が可能です。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

6番、平成29年5月に農振除外済の案件で、転用目的は露天資材置場です。申請人は、津高で水道設備業を営んでいますが、現在借用中の資材置場を退去して欲しいとの意向を土地所有者から示され、代替地を探していたもので、この度、事務所近隣の申請地を取得し、露天資材置場に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

7番～9番は同じ地域ですので一括して説明します。転用目的はいずれも自己住宅です。

7番、申請人は北方の借家に家族4人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、実家に近い申請地へ自己住宅を建築するものです。

8番、申請人は原尾島の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、妻の実家に近い申請地へ自己住宅を建築するものです。

9番、申請人は横井上の借家に夫婦2人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、実家に近い申請地へ自己住宅を建築するものです。

農地区分は、いずれも地域センターから500m以内の2種農地と判断され、転用目的は、問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、

一般基準も問題ないと考えます。

10番、転用目的は、永久転用目的の一時転用で露天資材置場です。転用期間は、許可日から三年間です。申請人は、北長瀬本町にて土木工事、舗装業を営んでいますが、会社敷地内の露天資材置場が飽和状態となっているため、事務所から近い申請地を新たに借り受けて転用しようとするものです。

農地区分は、駅から500m以内の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

11番、平成30年5月14日農振除外済みの案件で、転用目的は、露天資材置場及び露天駐車場です。申請人は、学南町にて土木建設業を営んでいますが、資材の増加により、所有する資材置場、駐車場が手狭となったため、工事現場や既存の資材置場からも近い申請地を取得し、転用しようとするものであります。

農地区分は、駅から300m以内の3種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

**議 長** 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

河本委員 中・中央地区協議会で、1番から11番までの11件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様に許可意見です。

**議 長** 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

**議 長** 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 5ページ12番、平成30年5月14日農振除外済みの案件で、転用目的は敷地拡張です。申請人は平山に居住していますが、自宅への進入路が狭いことから、申請地を所有権移転し、進入路を拡幅しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

13番、平成30年5月14日農振除外済みの案件で、転用目的は露天資材置場です。申請人は吉備中央町で産業廃棄物処理業を営んでいますが、以前か

ら仕事の依頼が多い地区であったこと、また、廃材の処分場への交通の利便性が非常に良い場所であることから、申請地を所有権移転して露天資材置場に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり方が10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

14番、平成30年5月14日農振除外済みの案件で、転用目的は露天駐車場です。申請人は西花尻で産婦人科を営んでおり、来客用の駐車場が不足しているため、平成27年7月から一時転用しているもので、引き続き使用するため申請地に賃貸借設定し、露天駐車場に永久転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり方が10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

15番、平成30年5月14日農振除外済みの案件で、転用目的は自己住宅です。申請人は南区当新田の官舎に家族4人で居住していますが、子どもの成長に伴い、家財道具等で手狭になっているため、夫の母の所有地で、夫の実家に近くなり、農業の手伝いや両親と助け合って生活できる申請地を借り受け、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり方が10ヘクタール以上の1種農地と判断されますが、集落に接続した住宅に該当し、母親の所有地で他に代替地がなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

16番、転用目的は自己住宅です。申請人は兵庫県揖保郡太子町の借家に家族4人で居住していますが、岡山に戻ることになり、夫婦双方の実家に行くのに便利であり、夫の職場への通勤に便利のため、申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり方が10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

17番、転用目的は、永久転用目的の一時転用で露天駐車場です。申請人は、下高田で解体業を営んでいますが、既存の駐車場が狭いため、会社から近い申請地を賃借権設定し、露天駐車場に一時転用しようとするものです。

農地区分は農用地ですが、一時転用で農業振興地域整備計画に支障を及

ぼすおそれがないため、例外的に転用が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

**議 長** 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

池上委員 北・吉備地区協議会で、12番から17番までの6件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

**議 長** 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

**議 長** 次に御津建部地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 6ページ18番、転用目的は自己住宅です。申請人は建部町中田に家族4人で居住していますが、手狭になったため、現住居に隣接する妻所有の申請地を使用貸借し、自己住宅を増築しようとするものです。

農地区分は、駅から300m以内の3種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。転用面積については、転用面積175㎡と既存宅地337.19㎡を合わせると512.19㎡になりますが、転用後の敷地面積を500㎡にすると農地部分の残地が12.19㎡となり、農地としての利用が困難になるため、512.19㎡全てを転用しようとするものです。なお、申請地の隣接地920番2にも妻所有の農地がありますが、申請地とは約1mの段差があるため、一体として利用することはできません。よって、転用後の面積が500㎡を超えますが、問題ないと考えます。また、被害防除計画等、他の一般基準上も問題ないと考えます。

19番、平成30年5月14日農振除外済みで、転用目的は露天駐車場です。申請人は北区野田屋町二丁目に本店を置き、古物の売買業等を営む法人です。現在は、商品であるクラシックカーを関連会社の敷地に保管していますが、関連会社より保管している車両を返却したい旨の申し出が有り、駐車場を探していました。会社所有の土地には適地がなく、かつ、市街化区域内では盗難等のリスクもあるため、会社代表取締役が所有している申請地を所有権移転し露天駐車場に転用しようとするものです。なお、申請地に車を保管する際には、申請地と県道を挟み対面にある同社支店において管理する予定としています。

農地区分は、駅から500メートル以内の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題な

いと考えます。

**議 長** 御津建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

浦上委員 御津・建部地区協議会で、18番と19番の2件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様に許可意見です。

**議 長** 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

**議 長** 次に南区の説明を事務局からお願いします。

柴田副主査 6ページ20番、転用目的は露天駐車場です。申請人は、南区福田に本店を置き、社会福祉事業を主な事業としていますが、3年前に申請地西側に老人ホームを設立して運営しており、従業員の駐車場が必要となったため申請地に賃借権を設定し、露天駐車場として一時転用中です。今後も露天駐車場として引き続き使用するため、永久転用の許可申請をするものです。

農地区分は、農地の広がりか10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

21番、平成30年5月14日農振除外済みの案件で、転用目的は自己住宅です。申請人は現在、南輝の借家に家族3人で居住していますが、住居が手狭になったため、勤務先に近く通勤に便利で、親戚の家にも近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりか10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

22番から15ページ39番と15ページ41番から17ページ45番は同じ地域に関連がありますので、同時に説明します。

平成30年5月14日農振除外済みの案件で、転用目的はすべて自己住宅です。

22番、申請人は現在、浦安西町の借家に家族4人で居住していますが、住居が手狭になったため、実家に近く協力して生活できる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

23番、申請人は現在、中区湊の借家に家族5人で居住していますが、住居

が手狭になったため、妻の勤務先に近く通勤に便利で、妻の実家にも近く協力して生活できる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

24番、申請人は現在、北区今村の借家に家族3人で居住していますが、住居が手狭になったため、勤務先に近く通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

25番、申請人は現在、北区今保の借家に家族3人で居住していますが、住居が手狭になったため、妻の実家に近く協力して生活できる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

26番、申請人は現在、芳泉の借家に家族3人で居住していますが、住居が手狭になったため、実家に近く協力して生活できる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

27番、申請人は現在、万倍の借家に家族3人で居住していますが、住居が手狭になったため、妻の勤務先に近く通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

28番、申請人は現在、北区十日市中町の借家に家族4人で居住していますが、住居が手狭になったため、妻の実家に近く協力して生活できる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

29番、申請人は現在、新保の借家に家族3人で居住していますが、住居が手狭になったため、妻の勤務先に近く通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

30番、申請人は現在、築港新町の社宅に家族5人で居住していますが、住居が手狭になったため、妻の勤務先に近く通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

31番、申請人は現在、北区清輝橋の自宅に家族3人で居住していますが、住居が手狭になったため、実家に近く協力して生活でき、また、妻の勤務先に近く通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。なお、現住居は売却します。

32番、申請人は現在、千鳥町の借家に家族4人で居住していますが、住居が手狭になったため、妻の実家に近く協力して生活できる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

33番、申請人は現在、浦安西町の借家に家族3人で居住していますが、住居が手狭になったため、生活環境が変わらず安心して生活できる現住居に

近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

34番、申請人は現在、倉敷市の官舎に家族4人で居住していますが、住居が手狭になったため、妻の勤務先に近く通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

35番、申請人は現在、福島の借家に夫婦2人で居住していますが、住居が手狭になったため、妻の勤務先に近く通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

36番、申請人は現在、倉敷市の借家に家族4人で居住していますが、住居が手狭になったため、妻の勤務先に近く通勤に便利で、妻の姉の住居にも近く協力して生活できる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

37番、申請人は現在、福成の借家に家族4人で居住していますが、住居が手狭になったため、妻の実家に近く協力して生活できる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

38番、申請人は現在、浦安西町の借家に家族5人で居住していますが、住居が手狭になったため、妻の実家に近く協力して生活できる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

39番、申請人は現在、玉野市の妻の実家に二世帯家族7人で居住していますが、住居が手狭になったため、夫婦の勤務先に近く通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

41番、申請人は現在、泉田の借家に家族4人で居住していますが、住居が手狭になったため、妻の勤務先に近く通勤に便利で、長女の通学先小学校にも近く通学に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

42番、申請人は現在、築港新町の社宅に家族3人で居住していますが、住居が手狭になったため、妻の勤務先に近く通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

43番、申請人は現在、新保の借家に夫婦2人で居住していますが、住居が手狭になったため、勤務先に近く通勤に便利で、また、妻の実家に近く協力して生活できる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

44番、申請人は現在、芳泉の借家に家族3人で居住していますが、住居が手狭になったため、勤務先に近く通勤に便利で、また、妻の実家に近く協

力して生活できる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

45番、申請人は現在、福富中の借家に夫婦2人で居住していますが、住居が手狭になったため、妻の実家に近く協力して生活できる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、すべて南区役所から300m以内の3種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

15ページにもどり、40番、平成29年5月12日農振除外済みの案件で、転用目的は貸露天資材置場です。申請人は自身が役員を務める法人が土木工事業を主な事業としており、古新田に支店があるが現在の資材置場では不足していること、また、工事ごとに資材置場を借地しているため、今後の経営のために支店近隣に資材置場を検討していました。今回、自身が耕作していた小作地を解約により取得することとなり、支店からも近く業務の効率も良いため、解約の関係から自身が取得する申請地を露天資材置場として転用し、法人に貸付けようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

18ページ46番、平成10年5月農振除外済みの案件で、転用目的は露天駐車場です。申請人は、大福に本店を置き、運送業を主な事業としていますが、営業車両の保管場所を集約し経営の合理化を図るため主要な幹線道路に近く、物流拠点として最適な申請地に賃借権を設定し、露天駐車場として一時転用中です。今後も露天駐車場として引き続き使用するため、永久転用の許可申請をするものです。

農地区分は、備中箕島駅から500m以内の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

47番、平成30年5月14日農振除外済みの案件で、転用目的は分家住宅です。申請人は現在、妹尾の借家に家族4人で居住していますが、住居が手狭になったため、実家に隣接しており農業を手伝い両親の面倒を見るのに都合が良い、父所有の申請地に使用賃借権を設定し、分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール以上で高性能の農業機械による営農に適する甲種農地ですが、集落に接続した住宅に該当し、父の所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

48番、平成29年5月12日農振除外済みの案件で、転用目的は自己住宅です。申請人は現在、彦崎の実家に家族4人で居住していますが、住居が手狭になってきたところに結婚も決まったため、勤務先に近く通勤に便利で、農業を手伝うのにも便利な父所有の申請地に使用貸借権を設定し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール以上の1種農地ですが、集落に接続した住宅に該当し、父の所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

49番、50番は同じ地域に関連がありますので、あわせて説明いたします。平成30年5月14日農振除外済みの案件で、転用目的はどちらも自己住宅です。

49番、申請人は現在、洲崎の夫名義の自宅に二世帯家族6人で居住していますが、住居が手狭になったため、隣接地に娘家族が住宅を建築し引き続き協力して生活できる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。なお、現住居は売却します。

50番、申請人は現在、洲崎の妻の実家に二世帯家族6人で居住していますが、住居が手狭になったため、隣接地に妻の両親が住宅を建築し引き続き協力して生活できる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、どちらも南区役所から300m以内の3種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

51番は取下げとなっています。

52番、53番は同じ地域に関連がありますので、あわせて説明いたします。平成30年5月14日農振除外済みの案件で、転用目的はどちらも自己住宅です。

52番、申請人は現在、福成の借家に家族4人で居住していますが、住居が手狭になったため、現住居から近く生活環境が変わらず、実家にも近く協

力して生活できる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

53番、申請人は現在、浦安南町の借家に家族4人で居住していますが、住居が手狭になったため、現住居から近く生活環境が変わらず、実家にも近く協力して生活でき、勤務先に近く通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、どちらも農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

54番から56番は同じ地域で関連がありますので、あわせて説明いたします。平成30年5月14日農振除外済みの案件で、転用目的はすべて自己住宅です。

54番、申請人は現在、玉野市の借家に夫婦2人で居住していますが、建物の老朽化により生活が不便なため、実家に通いやすく姉の家にも近く協力して生活でき、また、妻の勤務先に近く通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

55番、申請人は現在、玉野市の借家に夫婦2人で居住していますが、建物の老朽化により生活が不便なため、現住居より実家に通いやすく、妻の勤務先にも近くなり通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

56番、申請人は現在、芳泉の実家に二世帯家族7人で居住していますが、住居が手狭になったため、現住居から近く生活環境が変わらず、実家にも近く協力して生活できる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。実家には引き続き、両親と弟2人が居住します。

農地区分は、すべて農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

57番、平成30年5月14日農振除外済みの案件で、転用目的は自己住宅です。申請人は現在、倉敷市の借家に家族3人で居住していますが、住居が手狭になったため、妻の実家に近く両親の面倒を看るのに便利で、農業を手伝うのにも便利な妻の祖父所有の申請地に使用貸借権を設定し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール以上の1種農地ですが、集落に

接続した住宅に該当し、妻の祖父の所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

58番、転用目的は農業用倉庫敷地及び農作業用敷地です。申請人は現在、西七区に居住し世帯で約15.5ヘクタールを耕作する農業者ですが、耕作面積の増反に伴い農機具および農業資材が増加し、農業用倉庫を建築していましたが、一部父所有の農地に越境していたところを、是正のため申請するものです。また、農作業場も不足しているため、農業用倉庫に隣接した父所有の農地を農作業場として転用しようとするものです。

申請地は農用地ですが、農用地利用計画に指定された用途である農業用倉庫および農作業用敷地であり、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

59番、平成29年11月15日農振除外済みの案件で、転用目的は自己住宅です。申請人は現在、宗津の借家に家族3人で居住していますが、住居が手狭になったため、実家に隣接しており農業を手伝い実家の家族の面倒を看るのに都合が良い、祖父所有の申請地に使用貸借権を設定し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール以上で高性能の農業機械による営農に適する甲種農地ですが、集落に接続した住宅に該当し、祖父の所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

**議 長** 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

小林委員 南区協議会で、20番から59番までの40件の内、取下げされた51番を除く39件について協議したところ、事務局説明のとおりであり、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様に許可意見です。

**議 長** 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

**議 長** それでは申請等(2)については、中・中央地区1番から南区59番までの59件の内、取下げの51番を除く58件を許可と決定してよろしいか。

全 員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。

議長 次に、申請等（３）岡山市農用地利用集積計画の決定について（利用権の設定）、（４）同じく利用集積計画の決定について（利用権の設定・期間借地）を事務局から一括して説明をお願いします。

奥山係長 ２０ページ１番が利用権の設定、２１ページ１番が利用権の設定・期間借地です。合計面積が１１，５０７．００㎡、新規が２件となっています。

なお、期間借地は、麦作期間のみ農地所有適格法人である㈱JAアグリ岡山に利用権を設定するものです。

以上の計画内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法１８条３項の各要件を満たしていると考えられ、南区協議会では原案どおり承認意見となっています。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 それでは、申請等（３）、（４）の２件について承認と決定してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 それでは、原案のとおり承認と決定いたします。

議長 次に申請等（５）農地法第３条の３第１項の規定による届出についての審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

奥山係長 ２２ページ中・中央地区１番から２４ページ南区９番までの９件で、権利の種類及び内容をご覧のとおりで、すべて相続による所有権取得です。あっせん希望はありません。

各地区協議会の協議では、全件問題なく受理の意見となっています。

議長 事務局から説明がありましたが、申請等（５）の９件については、全件問題なく受理と決定してよろしいか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定します。

議長 次に報告に移ります。事務局から説明をお願いします。

奥山係長 報告（１）農地法第４条第１項第７号の規定による転用届については、２５ページ１番から６番ですが、１番が取止めになっており、報告案件は５件です。転用目的は、共同住宅１件、露天駐車場１件、診療所１件、宅

地造成1件、貸露天駐車場1件で、専決日は備考欄のとおりです。

次に報告(2)農地法第5条第1項第6号の規定による転用届については、26ページ1番から27ページ19番までですが、11番が取止めになっており、報告案件は18件です。転用目的は、共同住宅2件、住宅敷地の拡張1件、露天駐車場3件、貸家1件、自己住宅4件、店舗1件、宅地造成2件、分譲住宅1件、露天駐車場・露天資材置場1件、コンテナ倉庫1件、貸露天駐車場及び貸露天資材置場1件で、専決日は備考欄のとおりです。

次に報告(3)農地法第18条第6項の規定による合意解約通知については、28ページ1番から29ページ11番までの11件で、解約理由は耕作目的が4件、転用目的が7件です。離作料は、記載のとおりとなっています。

次に報告(4)農地法施行規則第29条第1号該当転用届については、30ページ1番から4番までの4件で、すべて農業用倉庫です。

最後に報告(5)農地改良届は、31ページ1番から4番までの4件で、内容は、普通野菜畑3件、花卉畑1件です。

議長 これらの報告について、ご質問がありますか。

全員 異議なし

議長 以上で第1号議案、農地法関係申請等は終了します。

続きまして、第2号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。

事務局 (1)平成30年度活動計画(案)を説明し、原案のとおり決定した。

(2)平成29年度事業報告等を行った。

議長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。

議長 その他、何かありますか。

事務局 (1)次回総会予定(6月18日(月)市役所7階大会議室)

柴田職務代理 これにて本日の総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。

閉会 午後3時00分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議 長

署名委員

署名委員